

第一条の五 次に掲げる事項の登録は、登録上の利害関係を有する第三者がない場合又は申請書に  
登録上の利害関係を有する第三者の承諾書若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若  
しくは抄本を添付した場合に限り、付記によつてする。

一 実用新案権以外の権利の変更（信託による実用新案権以外の権利についての変更を除く。）  
二 登録の更正（登録名義人の表示の更正及び第七条において準用する特許登録令第四十一条第  
一項に規定する登録の更正を除く。）

第二条中「昭和三十五年政令第三十九号」第二条（第三号を除く。）、第三条、第四条（第二号を  
除く。）、及び第五条を「第六条」に、「仮登録等」を「順位」に改め、後段を削る。  
第六条の次に次の三条を加える。

（予告登録の嘱託）

第六条の二 裁判所書記官は、第一条の三第一号又は第二号の訴えがあつたときは、職権で、  
遅滞なく、嘱託書に訴状の謄本又は抄本を添付して、予告登録を特許庁に嘱託するものとする。  
（職権による予告登録）

第六条の三 特許庁長官は、実用新案登録無効審判又は再審の請求があつたときは、職権で予告登  
録をしなければならぬ。

（予告登録の抹消）

第六条の四 第一審裁判所の裁判所書記官は、第一条の三第一号若しくは第二号の訴えを却下した  
裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げが  
あつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、  
遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証明  
する書面を添付して、予告登録の抹消を特許庁に嘱託するものとする。

2 特許庁長官は、実用新案登録無効審判又は再審の請求について、請求書を却下した決定が確定  
したとき、請求を却下し、若しくは請求を理由がないとした審決が確定したとき、又は請求の取  
下げがあつたときは、職権で予告登録の抹消をしなければならぬ。  
3 特許庁長官は、前二項に規定するもののほか、登録の原因の無効又は取消しにより登録の抹消  
又は回復をしたときその他予告登録の原因となつた事実が消滅したときは、職権で予告登録を抹  
消しなければならぬ。

第七条中「から第二十五条まで」を、「第二十四条」に改め、「第四十六条から」の下に「第五十  
三条まで、第五十五条から」を加え、「第二十八条第一号」を「第二十七条第一号」に改める。  
（意匠登録令の一部改正）

第七条 意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第一条・第二条」を「第一条―第二条」に、「第六条・第七条」を「第六条―第七条」に  
改める。  
第一条の次に次の四条を加える。

（仮登録）

第一条の二 仮登録は、次に掲げる場合にするものとする。  
一 登録の申請に必要な手続上の要件が具備しないとき。  
二 意匠権若しくは専用実施権若しくはこれらの権利を目的とする質権の設定、移転、変更若し  
くは消滅に関して請求権を保全しようとするとき、又はその請求権が始期付き若しくは停止条  
件付きであるときその他将来において確定すべきものであるとき。  
（予告登録）

第一条の三 予告登録は、次に掲げる場合にするものとする。  
一 登録の原因の無効又は取消しによる登録の抹消又は回復の訴えが提起されたとき。ただし、  
登録の原因の無効又は取消しをもつて善意の第三者に対抗することができる場合に限り。  
二 意匠法第二十六条の二第二項の規定による請求に係る訴えが提起されたとき。  
三 意匠登録無効審判の請求があつたとき。  
四 再審の請求があつたとき。

（付記登録）  
第一条の四 次に掲げる事項の登録は、付記によつてする。  
一 登録名義人の表示の変更又は更正  
二 第七条において準用する特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第四十一条第一項に規  
定する登録の更正（登録名義人の表示の更正を除く。）  
三 質権の移転又は信託による質権についての変更  
四 一部が抹消された登録の回復  
第一条の五 次に掲げる事項の登録は、登録上の利害関係を有する第三者がない場合又は申請書に  
登録上の利害関係を有する第三者の承諾書若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若  
しくは抄本を添付した場合に限り、付記によつてする。  
一 意匠権以外の権利の変更（信託による意匠権以外の権利についての変更を除く。）  
二 登録の更正（登録名義人の表示の更正及び第七条において準用する特許登録令第四十一条第  
一項に規定する登録の更正を除く。）  
第二条中「昭和三十五年政令第三十九号」第二条（第三号を除く。）、第三条、第四条（第二号を  
除く。）、及び第五条を「第六条」に、「仮登録等」を「順位」に改め、後段を削る。  
第六条の二を第六条の四とし、同条の次に次の一条を加える。  
（予告登録の抹消）  
第六条の五 第一審裁判所の裁判所書記官は、第一条の三第一号若しくは第二号の訴えを却下した  
裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げが  
あつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、  
遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証明  
する書面を添付して、予告登録の抹消を特許庁に嘱託するものとする。  
2 特許庁長官は、意匠登録無効審判又は再審の請求について、請求書を却下した決定が確定した  
とき、請求を却下し、若しくは請求を理由がないとした審決が確定したとき、又は請求の取下げ  
があつたときは、職権で予告登録の抹消をしなければならぬ。  
3 特許庁長官は、前二項に規定するもののほか、登録の原因の無効又は取消しにより登録の抹消  
又は回復をしたときその他予告登録の原因となつた事実が消滅したときは、職権で予告登録を抹  
消しなければならぬ。  
第六条の次に次の二条を加える。  
（予告登録の嘱託）  
第六条の二 裁判所書記官は、第一条の三第一号又は第二号の訴えの提起があつたときは、職権で、  
遅滞なく、嘱託書に訴状の謄本又は抄本を添付して、予告登録を特許庁に嘱託するものとする。  
（職権による予告登録）  
第六条の三 特許庁長官は、意匠登録無効審判又は再審の請求があつたときは、職権で予告登録を  
しなければならぬ。  
第七条中「から第二十五条まで」を、「第二十四条」に改め、「第四十六条から」の下に「第五十  
三条まで、第五十五条から」を加え、「第二十八条第一号」を「第二十七条第一号」に改める。  
（商標登録令の一部改正）  
第八条 商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。  
第三条第二項を次のように改める。  
2 商標権（国際登録に基づく商標権を除く。）について、次の各号に掲げる場合に於し、当該各号  
に定めるものは、次条第一項の規定の適用を除き、商標登録原簿の一部とみなす。  
一 商標法第五条第三項の規定により商標登録を受けた場合 同項に規定する標準文字により現  
在の商標  
二 商標法第五条第四項の規定により商標登録を受けた場合 願書に記載した商標並びに同項の  
記載及び物件